平成２１年（フ）第７４号
島根県浜田市旭町今市359番地１、前住所島根県浜田市旭町今市365番地５
債務者　小笠原富子
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月25日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２２年（フ）第２７号
島根県江津市桜江町鹿賀172番地１　鹿賀団地１－１
債務者　畑野　幸人
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月25日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２２年（フ）第２９号
島根県浜田市浅井町122番地５　１―1031
債務者　西藤　浩二
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月25日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２２年（フ）第３５号
島根県浜田市治和町ロ155番２地
債務者　三浦　正人
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月25日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２２年（フ）第５２号
栃木県矢板市館ノ川209番地３
債務者　髙橋　千夏
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第５８２号
東京都西東京市向台町４丁目12番30―101号
債務者　田中　美樹
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６９５号
東京都足立区竹の塚３丁目７番33―612号
債務者　石塚多賀子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６９８号
東京都新宿区中落合３丁目27番８号
債務者　曽根田章浩
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７３５号
東京都東村山市本町４丁目10番地本町アパート19―207
債務者　寺澤　一恵
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７４４号
東京都八王子市大塚55番地３アーバンキャッスル多摩センターⅡ507号
債務者　青曽ゆかり（旧姓石坂）
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２０１号
静岡県浜松市東区植松町58番地の18　グレイス第５マンション103号
債務者　栗田　一也
1　決定年月日時　平成22年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３４３号
静岡県浜松市中区高林５丁目５番20号　今盛第17ビル２Ａ
債務者　伊藤　健治
1　決定年月日時　平成22年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３６０号
川崎市川崎区藤崎３丁目１番３―118号　グリーンパーク川崎
債務者　本多　　功
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６２１号
東京都多摩市貝取３丁目２番地６―108
債務者　高島　　豊
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６２２号
東京都多摩市貝取３丁目２番地６―108
債務者　高島　康二
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部